

経済労働局人材育成推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 経済労働局人材育成計画（以下「局人材育成計画」という。）に基づき、経済労働局職員の人材育成を推進するため、経済労働局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認める場合は、必要な職員を委員会に出席させることができる。

2 委員会は、産業政策部長を委員長、庶務課長及び企画課長を副委員長とし、委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(所管事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 局人材育成計画の策定等に関すること。
- (2) 当該年度の局人材育成の取組計画及び前年度の取組結果に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、産業政策部庶務課及び企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委員長	産業政策部長
副委員長	庶務課長 企画課長
委員	経営支援課長
委員	観光・地域活力推進部担当課長
委員	イノベーション推進部担当課長
委員	労働・人材支援部担当課長
委員	公営事業部総務課長
委員	農業振興課長
委員	中央卸売市場北部市場管理課長